

介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

平成 24 年 10 月

最終改定 平成 30 年 3 月

岩手県保健福祉部

1 趣旨

この指針は、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づき、介護サービス事業者に対して県が実施する調査について、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 47 の 2 の規定に基づき必要な事項を定める。

2 調査の目的

介護サービス利用者のサービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、報告内容の事実確認のために調査を実施する。

3 調査の対象

介護サービス情報の公表制度における公表対象事業所のうち、調査対象とする事業所は、毎年度策定する報告・調査・公表に関する計画（以下「県計画」という。）において選定する。また、調査対象事業所は、原則として下記に該当する事業所とする。なお、(1)及び(2)アに関し、外部評価が義務付けられその評価方法が確立されている地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護・小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護）は調査の対象としないものとする。

(1) 概ね 6 年に 1 回の頻度で調査対象となるよう県計画において選定される事業所

(2) (1)に加え、次に該当する事業所

ア 新たに介護サービスの提供を開始する事業所

イ 自ら調査を受けることを希望する事業所

ウ 報告内容について疑義が疑われる事業所又は公表内容について利用者等から通報があった事業所

エ その他、調査が必要と認められる事業所

4 一体的な調査を行う介護サービスの区分

介護サービス事業者が別表に掲げる区分のいずれか一の区分に掲げる 2 以上のサービスを同一の事業所等において一体的に運営するときは、その事業所等の調査は、それら 2 以上のサービスについて一括して行うものとする。この場合、主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスの調査を行ったものとみなすことができるものとする。